

（午後3時20分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）多分、本日最後になると思います。ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は2項目あります。

まず1項目めは、1、子宮頸がん予防とHPVワクチン接種について。

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省は昨年11月26日に、2013年6月から中止していた積極的な接種勧奨を本年4月に再開するよう自治体に通知いたしました。また、約8年にわたる接種勧奨の中止で機会を逃した人への救済措置については4月勧奨再開に向け、今後専門部会で検討の上、通知される意向です。

接種後の副反応への懸念から中止に至った経緯を踏まえ、専門部会ではこれまでワクチンの安全性と有効性、接種後に症状の出た人への支援、ワクチンに関する情報提供の進め方などを検討してきました。昨年10月の会合では、接種後の多様な症状とワクチンとを関連づける科学的根拠は認められず、海外の大規模調査では近年、子宮頸がんの予防効果を確認できたとの報告がありました。また、2018年からHPVに関するリーフレットを作成・配布による情報提供で国民理解が進んだことも、積極的勧奨の再開につながったとしています。

今回の国の積極的勧奨の再開決定を受けて、本市の今後の子宮頸がん予防への取組についてお伺いします。

（1）ワクチン接種について。

1、本市のHPVワクチン接種勧奨に向けた取組について。

2、副反応相談窓口などの支援体制について。

3、接種勧奨の中止で機会を逃した人への救済措置について。

4、定期接種の延長や対象者と保護者への周知について。

（2）子宮頸がん予防へのほかの取組。

1、早期発見・早期治療に向けた二十歳からの子宮頸がん検診。

2、児童生徒へのがん教育。

続いて2項目め。一昨年12月議会で最初に取り上げさせていただき、今回で2回目の質問となりますが、2、介護する子ども「ヤングケアラー」への支援について。

介護する子ども「ヤングケアラー」への支援が大きく前進しています。政府は2022年度から3年間を集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業などを創設するための関連経費を2022年度予算案に盛り込みました。自治体の取組を支援する新事業では、ヤングケアラーの実態調査や福祉・介護・教育などの関係機関職員向けに研修を実施する自治体に対し、費用の半分を補助する財政支援を行います。また、関係機関と民間支援団体などをつなぐヤングケアラー・コーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営・支援などに対しては、国が費用の3分の2を負担するとし

ています。

ヤングケアラーへの支援に取り組む本市においても、国による財政支援が始まる意義は大きいと考え、本市の取組の現状と今後の支援体制の強化についてお伺いします。

以上、2項目についてよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の質問項目1、子宮頸がん予防とHPVワクチン接種に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）子宮頸がん予防とHPVワクチン接種についてお答えします。

まず、一点目のワクチン接種について、一つ目のHPVワクチン接種勧奨に向けた取組ですが、本ワクチンは平成25年6月の厚生労働省の勧告により、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされました。このことを踏まえ、本市では接種に対して積極的な勧奨とならないよう留意しつつ、中学1年生の女子生徒には毎年、個別案内により周知してきました。今回の通知を受け、来年度より定期接種対象者に向けて個別案内を行い、希望者が接種機会を逃さないよう周知していきます。

二つ目の副反応相談窓口などの支援体制ですが、HPVワクチン接種後に気になる症状が出たときには、まず接種した医療機関に相談していただくのが原則となります。また、より専門性の高い医療が必要と判断された場合の診療等を行う協力医療機関として、和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字和歌山医療センターの2箇所を県において指定し対応します。さらに、HPVワクチンを定期予防接種として接種し、副反応が疑われる症状があり、かつ予防接種と健康被害との因果関

係が認定された方については、予防接種法に基づく救済を受けることができる制度もあり、子育て世代包括支援センターが窓口となります。

三つ目の接種勧奨の中止で機会を逃した人への救済措置については、積極的に勧奨すべきでないと言われていた期間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17年度生まれの女子を対象に、令和4年4月から令和7年3月までの3年間で時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種することができます。この点についても対象者への案内はもちろん、市ホームページ及び「広報はしもと」等で積極的な啓発に努めます。

四つ目の定期接種の延長や対象者と保護者への周知については、定期接種の対象者の方にはこれまでどおり個別案内により周知していきます。また、時限的に従来の定期接種の対象を越えて接種を行うことができる方についても同様に、個別案内により周知していきます。今回の積極的勧奨の再開にあたり、接種について検討・判断するための十分な情報提供を行うとともに、市ホームページ及び「広報はしもと」等で積極的な啓発に努めます。

次に、二点目の子宮頸がん予防へのほかの取組についてお答えします。

一つ目の早期発見・早期治療に向けた20歳からの子宮頸がん検診についてですが、子宮頸がんは20歳から30歳代の若い女性に多いのが特徴で、近年、発症する人の数と死亡者数がともに増え続けています。初期の段階では無症状なことが多いことから、市では20歳以上の女性を対象に2年に1回の検診を実施し、子宮頸がんの早期発見に努めています。検診時の自己負担は69歳までが1,000円で、70歳以上は無料となっています。

また、20歳の女性には子宮頸がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康

意識の普及啓発を図るため、子宮頸がん検診無料クーポン券を配布しています。令和2年度の受診者数は2,240人で、受診率は16.8%となっています。

二つ目の児童生徒に対するがん教育についてお答えします。

平成29年に公示された学習指導要領の規定に基づき、小学校5・6年生の体育科、中学校保健体育科の学習において、がん発生要因、正しい生活習慣や検診の大切さ等について学習を進めています。これに加え、がんに関する正しい知識の習得と理解の向上を図り、がん予防の意識を高めることを目的として、医療法人南労会紀和病院のご協力を得て、平成28年に市内全小学校の6年生とその保護者を対象とした出前授業を開始しました。専門的な知識を持ったがん専門医による説明やグループワーク等を通して、正しい生活習慣を身につけることの大切さ、検診の必要性について学べる機会を設けております。令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて出前授業は中止とすることになりましたが、今後も引き続き実施していきたいと考えており、現在、令和4年度の実施に向けて準備を進めているところです。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で1度は感染するとされている一般的なウイルスです。ほとんどは自然に消えますが、一部の人は消えず持続感染し、数年から十数年かかって進行し子宮頸がん等に移行してしまうのです。特に近年、若い女性の子宮頸がんへの罹患が増えています。HPV感染は主

に性的接触によって起こり、一生のうちに何度も起こります。日本産婦人科学会は、「子宮頸がんは若い女性がかかるがんの中では乳がんに次いで多く、年間約1万1,000人近くの女性が罹患し、約2,800人もの女性が亡くなっています。2000年以降、患者数、死亡者数も増えています。20代から増え始めて30代までに、がんの治療で子宮を失ってしまう人も毎年1,200人います。HPVワクチンの接種によって子宮頸がんの60%から70%を予防できるとして、現在、世界の100か国以上において、HPVワクチンの国の公費助成によるプログラムが実施されています」としています。

ここで、厚生労働省のリーフレットなんですけれども、その画像を見てもらいたいと思います。HPVワクチンの始まりと世界での状況ということで、推奨されてから100か国以上で公的の接種が行われていて、イギリス、オーストラリアでは接種が約8割という形になっています。アメリカは55%ということで。ここに日本のデータがないんですけれども。2017年のデータの中で日本は0.3%と、本当にほかとは比べ物にならないくらい低い数になっています。これは多分リーフレットで、あまりに少ないので逆に恐れて受けないという形になってもいけないので載せてはいないのだなというふうに思います。

WHOは、15歳までに90%以上の女子が接種することを目標としています。世界ではそういう傾向にあるということです。WHOのワクチン安全性に関する専門委員会も日本の対応を問題視しており、世界的にワクチンが不足している中、使用期限を超えるワクチンの多くを破棄している日本に対し、ワクチン接種推奨に変更があるような安全上の問題は確認されていないとする声明を出し、積極的な接種勧奨の差押えのまま先進諸国の中で子宮頸がんが今後も増え続けているのは日本ぐ

らいであると懸念を表明しています。

ということで、次の画像に移ります。

先ほども言いましたけど、HPVワクチンをめぐる経緯ということで、2009年に日本で承認されました。2010年に任意で接種が開始されて、2013年、平成25年度ですけれども、4月に定期接種化が始まったんですけど2カ月で積極的勧奨中止ということで、これは本当に副反応といいますか、やっぱり症状が出た方がいて、厚生労働省のほうも積極的な勧奨を中止したということです。今春の4月には再開するんですけども、それまでに接種できなかった方ということで、この青色の矢印の期間に入っている人というのは無料接種できる人というのが1997年度生まれから2005年度生まれの女性ということで、全国では260万人という数になっています。

まず質問なんですけれども、本市の積極的勧奨中止になったときから機会を逃した人の数と、今回勧奨再開する期間の正規の方ということで、中学1年生から高校1年生までの対象者の数を教えてください。そしてまた、医療機関での接種となると思うんですけどもかなりの数になってくるので、新型コロナワクチンとは状況が違うので殺到して供給が間に合わないというようなことはないかとは思いますが、需要と供給の問題としてワクチンの確保や準備については大丈夫でしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）まず、定期接種の対象者についてですが、平成18年4月2日生まれから23年4月1日生まれまでの女性が対象となりまして、人数につきましては1,252名。それから、積極的接種の勧奨を中止していた時期の平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女性につきましては、2,499人の対象者がおられます。

医療機関での接種についてその供給の関係ということなんですけれども、国内のHPVワクチンの主な販売元であるMSD株式会社の広報資料によりますと、積極的な勧奨が再開された場合についてもこれに対応する十分な供給体制を整えているとの情報を提供いただいておりますので、問題がないと思われま

す。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）安心いたしました。

続いて、次に質問です。本市の接種状況について、中止の前後あたりから分かりましたら接種状況を教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）平成22年の11月から公費での接種が実施されましたが、23年度からの実績を申し上げますと、一番接種率が高かったのが23年度、1,155人の接種がありまして、接種率が67.9%などとなっております。その後、25年度の6月に積極的勧奨が控えられた後は1%未満の接種率となっていたところなんですけど、このところHPVワクチンの積極的勧奨の再開が検討し始められているところから、令和2年度からは接種率1%を超えまして、3年度においては1月時点で2.43%と、少しではあるんですけども上昇しております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）映像をお願いします。

橋本市の状況を教えていただきました。平成23年度が67.90%ということで約70%ということで、これは国のほうの推移の厚生労働省のグラフなんですけれども、ほぼ同じぐらいですね。2013年4月から6月というのが70%ぐらいの接種率で、その後1%未満になって、14年の4月から6月ということで。ずっと先に行きますと、それこそ先ほどの説明と同じく18年度のリーフレットで情報提供というこ

とで、検討委員会ですべて審議をされていた中でリーフレットができて、それが徐々に配布し始めて、20年、21年ということで接種率が上がっているということで、ほぼ同じような傾向にあるなということが分かりました。

ここで、ほとんどの自治体が個別案内通知をやめてしまうという、中止という形が多かったんですけども、本市は中学1年生の女子生徒に毎年個別通知によって周知を続けてこられたとのことで、かなり難しい選択ではあったとは思いますが、予防という点で本当にありがたい選択をしていただいていたなというふうに思います。

先ほどのご答弁にありましたように何で中1からということで、6年生というのもあるんですけども、何で中1を対象にしているのかというところを教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）中1の女性を対象にお送りさせていただくのは、先ほど議員のほうからご紹介があったと思うんですけども、この子宮頸がんの原因となっているウイルスがヒトパピローマウイルスということで、一般的なウイルスではあるんですけども、性経験のある女性では50%以上が1度は感染するとされているウイルスなんですけど、やっぱりそれが性経験に基づくところから、性交渉を行う前の段階で最も高い効果を得ることができるという観点から中学1年生ということで。国が決められた幅というのは小学6年生から高校1年生相当の女性となっているんですが、国が標準的に置いているのが13歳となる年度となっていることから、中学1年生の女子生徒に対しまして毎年案内を送付しています。直接接種券を送るのではなくて、一旦そういう対象の年齢ですよということをお送りさせていただいて、ご希望の方には接種券をお送りさせていただいて

いるという方法を取ってきていました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）小学校6年生でも希望すれば接種できるということですね。確認なんですけれども、副反応等も相談窓口というのが、まずそういう症状が出た場合は接種を受けた医療機関に相談するというので。そこでもまだもっと症状が進んで大変だった場合は県の2箇所の病院のほうに連絡を取っていただけるということですね。もしもその結果、健康被害というふうに認定された場合は、子育て世代包括支援センターが窓口になっているということでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）間違いなく、健康被害については子育て世代包括支援センターが窓口となっております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）次の質問なんですけれども、今回対象になった高校1年生についてなんですけれども、最終の1年しか多分ないと思うんですね。2年生になったら受けられへんと思うので。その辺りの接種もれに対する対処というか、いつまでに打つとかんと間に合わへんかとか、その辺りのことを詳しく教えてもらえたらと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）基本的には、中学1年生相当の年齢から4年間の接種期間があるんですが、全部で3回の接種が必要となることから、平均的に約6か月の期間が必要となってきます。そのために、最終の高校1年生に相当する年齢の9月までには接種を開始していただく必要があると思います。何らかの理由で接種のし始めが遅れたりして、その年度内であれば公費の対象にはなるんですけども、翌4月以降にずれ込んだ場合は、その分については実費負担となります。

平成9年度から17年度生まれの積極的接種を勧奨しなかったこの9学年の女子を対象にする時限的な接種の対象者も同様の公費負担、実費負担という分け方になってきます。希望される方には必ずこの公費負担の期間内に接種していただけるように個別案内、それからホームページ、広報などで積極的に啓発をしていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）期間を過ぎると実費という形になるということですね。実費でちょっと調べさせていただいたら5万円ぐらいかかるということだからかなりの高額なので、せっかく打ったからにはやっぱりその期間内に打っていただけるように。例えばなんですけど、費用助成期間終了というような通知をすっかり忘れたらあかんで、9月ぎりぎりとかやったらそれよりも以前に、その期間が終わるよというような案内を発送をしていただいたりという工夫はお願いできたらと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）確かにそういう周知も大事な、通知も大事なと思います。一方で強制接種ではないので、その辺りの書き方というか、ご案内の仕方というのを工夫しながら進めていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。よろしくお願いたします。なかなかその伝え方というのは難しいところはあると思うんですけども、先ほどのご答弁にもありましたように、十分な情報提供というのがその点については大事になってくるかなというふうに思います。それに関する方法というかツールなんかがありましたら教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）HPVワク

チンをよく知っていただくためのリーフレットというのは、厚生労働省が作成しておられます。ただ、積極的勧奨を再開することを記載したチラシが今のところございません。それで本市では積極的勧奨を再開する旨を記載したチラシを作成いたしまして、個別案内と併せて対象者に周知していく予定をしております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ここでHPVワクチンの安全性についてのエビデンスということで、大丈夫ですという案内が、厚生労働省の文書なんですけれども確認の意味で読んでみたいと思っております。

HPVワクチンの安全性についてということで、HPVワクチンの接種後に生じた症状というのが結構倦怠感であったり疼痛みたいなこととかもあつたりしたんですけども、これまでの調査が行われていますけれどもワクチン接種との関連性は明らかになっていないということで。あと、ワクチンの有効性については、国内外の研究においてHPVワクチン接種によるHPVの感染や子宮頸部異形成の予防効果が示され、ワクチンの有効性は10年以上の長期間持続することを示唆する結果が示されているということで、さらに海外の大規模調査においても子宮頸がんの予防効果も示されてきているということで、ヨーロッパとかそちらのほうでは12年というような、そういう有効性がちゃんと証明されているというような結果も出ております。

あと、HPVワクチンの集団免疫効果についてということで、コロナワクチンでも集団免疫という言葉は最近よく私たちも理解をしやすくなっているんですけども、HPVワクチン未接種の女性や男性においても、HPV感染とそれによる子宮頸部異形成や肛門性器疣贅に対する集団免疫効果が報告されてい

るということで、男性もこのHPVワクチンのことでがんになる可能性があるというよう
なこともあるんですけれど。

ツールが先ほど私が紹介した中にあるんです
けれど、このリーフレットということで、先
ほども地図の中に出てきたんですけれど、これ
を送ったことによって理解が増えて接種率の
向上につながったというので、こういったもの
も参考にさせていただけたらというふうに思
います。

続きまして、子宮頸がんの検診等ワクチン
を推進すればより効果が上がり、がん患者が
減少するのではないのでしょうかということで、
その質問に対してお答えください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）子宮頸がん
検診と、それから子宮頸がんのワクチンはと
もに有効な予防方法と考えます。ワクチン接
種だけでは子宮頸がんの発症を100%予防す
ることはできませんし、二十歳を過ぎたら定
期的に子宮頸がん検診を受けていただいて、
早期発見・早期治療に結びつけることが大切
だと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、ワクチンの
啓発に頑張って取り組んでいただきたいと思います。

続いて、子宮頸がんの予防のほかの取組に
ついて質問をさせていただきます。先ほどの
ご答弁にありましたように、2年に1回の子
宮頸がんの検診の数と受診率についてお伺い
します。令和2年度は2,240人で、受診率は
16.8%とお答えいただきましたけれども、受
診率を過去に遡って教えてください。分かる
範囲でいいので教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）元年度は受
けていただいた人数が2,445人で17%、それか

ら平成30年度は2,399人で16.8%、29年度は
2,409人で16.9%となっております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）コロナ禍で思ったほど
というか、全部16.9%とか16.8%というよう
な形で、コロナ禍の中で受診率が下がってい
ないというふうになっているんですけれど、
何か理由はあるんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）年齢別の受
診率を見ましたら、25歳から39歳までの方の
受診率が毎年高くあります。30%台を推移し
ているところです。その後、40歳代も20%台
を推移しているところなんですけど、この年代
につきましてはコロナに関係なく、高い意識
で受診されているものと思われま

す。あとは、妊婦健診のときに併せて受診され
ている方もおられるため、この年代の受診率
を押し上げているんだと思います。これを習
慣として、2年に1回の検診を必ず受けてい
ただきたいという思いがあります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）私も1,000円で2年に1
回、受けております。ありがたいなというふ
うに思っています。

それで、二十歳の無料クーポンについて、
どれだけ発送して何人使用されているか教え
てください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）令和2年度
につきましては、20歳の無料クーポン券は305
人にお送りしまして19人、6.23%の受診率に
なります。それから元年度は7.48%、30年度
が7.03%、29年度は12.28%となっております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）人数的に言う

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）すいません、

人数を申し上げます。元年度の人数ですが、321人にお送りしたのに対し24人で7.48%、30年度が327人に対し23人で7.03%、29年度は285人に対し35人で12.28%です。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）無料クーポンを配布した人数に対してかなり少ない数ということで、二十歳という年齢からもその点は分かる気はするんですけども。せっかく無料なので、このクーポンの効果が弱いのではないかというふうに思うんですけども、受診率を高めるためにはどのように努力をされていますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）20歳の無料クーポン。確かに高いとは言えないと思います。20歳代の方というのは、まだ若いからとか健康やからとか、検診がやっぱり恥ずかしいというところもあると思います。なかなか検診率の向上にはつながってないのですが、国の補助金を活用して自己負担金無料クーポン券を発行して受診のきっかけづくりを行っているので、啓発としましては検診期間を長くするために毎年、年度末に翌年度の受診券と案内文を送らせていただいたりですとか、広報に検診の案内、もちろん載せさせていただきまし、ホームページにも載せさせていただいています。また、医療機関へのポスターの掲示であったりとか、それから、のぼり旗の掲示もして推進はしているところでもあります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）二十歳の無料クーポンというのは、この1回限りでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）二十歳、20歳の対象年齢の女性に1度だけ送らせていただいています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）若いので、二十歳の頃というやっぱり検診で台の上に乗るといっか、そういったところというのはかなりハードルが高いと思います。私でさえもやっぱり2年に1回市民病院で受けていますけれども、やっぱり先生が女医さんであつたらほつしたり、男性の方やつたら緊張するようなところも、恥ずかしいようなところもあるので、その点は啓発していく。特にがん教育であつたりというようなところで検診の大切さというのを、恥ずかしさと命の大事さというてんびんにかけるといいますか、その辺が重要になってくるなというふうに思います。

がん教育についてなんですけれども、橋本市のほうでは平成28年から小学校6年生に対して、現場の本当に紀和病院の先生に来ていただいて、そういった正しい知識であつたり、がんの怖さであつたりというようなところを、生の声を、先生の声聞かせていただけるということで、本当にありがたい機会だというふうに思います。今回コロナで中止となつて、中学に行つたらそういう機会は多分ないと思うんですけども。

特に私は保健体育の教師をやつていたので、中学校、高校と、性教育の大事さとかその辺のこととか、恥ずかしいとかじゃなくて異性がすごく気になってくる年代でもありますし、やはり啓発といいますか性教育、それからワクチンであつたり、がん検診の大切さであつたりということを日頃の授業で保健体育の先生中心で、高校に上がつてもそうですけれども、そういったところを大切にして、これからもワクチンと検診併用で、とにかく4月からのワクチンの受診率を上げるために、一生懸命準備をしていただいていると思いますけれども、何とかその取組を成功させていただきたいと思います。

一本目の質問はこれで終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、ヤングケアラーの支援に対する答弁を求めます。
健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）介護する子ども「ヤングケアラー」への支援についてお答えします。

現在、本市が把握しているヤングケアラーは約10件です。しかし、これは本市全体の実態を把握した数字とは言えないため、来年度の早い段階で実態調査に取り組み、本市の状況を把握し、必要な支援につなぐための仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えています。

実態調査にあたり、当初、中学校から高校の生徒及び高校に在学していない15歳から18歳までの方を対象にアンケートを予定していましたが、本年1月13日の議員研修会において講師から、「家族で介護や子育てを担うことが当たり前と考えている、また、そのことをほかの生徒たちに知られると恥ずかしいと考えている生徒が多い中、配慮なく調査することは子どもの心を傷つけるおそれがあるため、慎重にしていく必要がある」とアドバイスを頂きました。この助言を受け、まずは児童生徒が通う学校の教職員を対象としたアンケート調査を進めていくよう考えているところです。

アンケート調査にあたっては、まず事前に教職員に対しヤングケアラーについての知識の共有や置かれている現状、どのような支援ができるかなどの事前啓発をした上で実施することが大切だと考えています。

また、並行して福祉や介護の関係機関や従事職員に対しても知識の共有を行い、業務の中でケアラーに気づいた際に、その情報を支援に結びつけるための支援ネットワークの構築に努めます。

さらに、議員おただしのヤングケアラー・コーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営・支援についても、実態調査結果と分析を踏まえ今後も検討してまいります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございました。2年前にヤングケアラーの質問をさせていただいたときには、今ほどその周知が広がっていませんで、とにかくヤングケアラーという名前を覚えていただこうというのが一般質問の趣旨であったんですけども、ここまでヤングケアラーという言葉が皆さんに周知されてきていまして、これから先、すごく力を入れていただけるかと期待しております。

そこで、質問なんですけれども、ヤングケアラーと称される方たちは2年前、何人ですかと聞いたときに、答弁書を読み返してみたら14件ということで、今回10件という形になっているんですけども。10件というふうにありますけれども、この10件に対する支援の状況というのは以前と比べてどのような形になっていますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）さっきのご質問での答弁時にはたしか14件ということだったんですが、やはり年齢が大きくなってヤングケアラーから外れたりとかというのもあるというふうに聞いております。今回、この10件につきましては全て要保護児童対策地域協議会の事務局で把握している数字となっております。乳幼児健診などを通じて担当保健師が知ることとなって継続的な支援につながるということもあれば、学校が不登校であったり虐待であったりなどの状況を見て、子ども

もの心身の状況が心配であるということで家庭支援が必要と考えて、相談につながるということもございます。

また、ヤングケアラー自身が家出などの行動を起こして、警察経由で児童相談所に連絡が行って市につながるというところもあるんですけども、いろいろと状況によって支援の内容というのは違ってくるんですけども、関係機関や地域で見守りなどをしながら必要に応じてケース会議を開催いたしまして、支援を確認しながら必要なサービスに、介護のサービスであったりとか障がいのサービスであったりとかそういうところにつなげていっているようにしています。

保護者が精神疾患を患っている場合などは、そのヤングケアラーはやはり家事であったりとか、兄弟のお世話であったりとかというのを担わざるを得ない場合が多くて、その保護者に対しては福祉サービスとか訪問看護などにつなぐことはできるんですけども、ヤングケアラー自身に対する支援というわけではないので、今は支援の限界というところも少なからず感じているところではあります。

保護者に養育能力とか貧困などの課題がある場合は、児童相談所への相談であったりとか、また関係機関などにつなげたり見守りなどをしていただいたりしているほかに、ショートステイとかトワイライトなどの養育支援訪問の支援につなげたり、福祉課の就労支援とか子ども課のひとり親家庭の支援など、そういうできる限り福祉のサービスを使って、まずは支援していけるというところにつなげていくこととなります。

○議長(小林 弘君) 5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。今その10件というのはかなり要対協等でヘビーなというか、完全にブラックなヤングケアラーであるというふうに思いますし、今現在

ヤングケアラーに対する支援というような形ではないというのも分かります。これからのことだと思いますし、やっぱり掌握するとか、グレーゾーンの子どもたちがなかなか上がってこないということで今回、教員の先生方にご協力いただいてアンケート調査で実態を掌握していくということで、何人かが出てきてくれること、それから先生らの意識が改革されることというのをすごく楽しみにしているんですけども。

その先駆けとして、国のほうでヤングケアラーに対する概要というか予算がついたということで、一部、厚生労働省の令和4年度概算要求等についてということで、ヤングケアラーの支援に関する概算要求について紹介するというか、その辺りをちょっと振り返ってみたいと思うんですけども、モニターをお願いします。

これは令和3年9月14日に出された分で、ヤングケアラーの支援体制強化事業ということで新規事業なんですけれども、これは自治体と国で2分の1ずつというようなことで、かなり予算的にはなかなか大変ということも伺っていますけれども、重層的な支援というようなことも含めてのこういった事業も新規にさせていただきますし、ヤングケアラーの実態調査と研修推進事業ということで、まさに今橋本市が進もうとしているところの支援の事業やと思います。

次に、先ほど私の質問の中にありましたヤングケアラー・コーディネーターの配置ということで、これは全部国が10分の10支援をしていただけますし、その下の橋本市でできそうなオンラインサロンの運営ということで居場所というか、ヤングケアラーが出てきたときに交流であったりというようなところの支援ということで、これも国10分の10という形になっています。

あと、先ほどは親支援とか、そういう福祉の關係の補助というか、そういう支援しか今はないということなんですけれども、そのヤングケアラーに対して勉強の保障であったりということで、親の面倒を見ているような時間の代わりにヘルパーさんを派遣するような、そういった事業もここでは掲載されておりまして、1時間当たり3,000円プラス交通費というヘルパーに対する時給なんていうのは、これも2分の1の補助なんですけれども、そういうところも予定をされているということです。

県のほうでこういったリーフレットというか、ヤングケアラーの宣伝みたいなやつが子育て世代包括支援センターのほうにあったんですけど、中身がヘルパーであったりとかデイサービスであったりとかという、いろいろな福祉の中身が県のほうから出ています。これから先、こういうのが予算化されていくんだらうというふうに思いますので、それに合わせてというか、体制づくりをとにかく頑張っていたきたいなというふうに思っています。あと、医療のほうとかにもそういった補助等があります。それからあと、研修等にもそういう補助事業というのがありますので、とにかくこういった事業一つ一つをこれからの橋本市の取組に対して予算化していただければありがたいなというふうに思っています。

アンケートをする際に、先ほどご答弁の中で教職員に対する事前啓発というふうにあったんですけど、どのように事前啓発をされるのかというところを教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）教職員の皆さんに対して具体的にどのような研修などをしていくかということは、まだ具体的には決まっておりません。また、ヤングケアラー自体がやはりまだ1年ほど前から積極的に言わ

れ始めたばかりなので、十分な啓発ができてないというところを受けて、まずはそこからというふうを考えておりまして、夏ぐらいをめどにはやっていけたらなというふうに思っております。それについてはやはり教育委員会の協力も必要となってきますので、連携してアンケート調査を実施していきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。まずは支援の体制づくりが大前提ではあるかと思うんですけども、予防的支援につなげるためにまずは教員の先生方に意識改革といいますか、ヤングケアラー、今のご答弁のようにそれを知っていただくという形で今回アンケート調査にご協力を得て、グレーゾーンのヤングケアラーに気づいて見つけるということから始めていただけるということで、大変うれしく思っております。

橋本市の、本当に概算要求も出たことでしこれからだとは思いますが、ヤングケアラーに対する今後の方向性について教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）先ほど先生方への事前説明会とか実態調査に係る情報共有、そういうことをしていくこととともに、国の動向を見ながらですけれども、ヤングケアラー・コーディネーターやオンラインサロンなど必要なサービスについて検討をしていく。国の補助金に乗り遅れることなく進めていきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）この間1月13日にヤングケアラーの議員研修会がありまして、私もそこで研修を受けて感じたんですけども、やはりヤングケアラーの発見者を育てるといいうか、周りの大人の気づきが大切だっ

ときも言われておったんですけれども、今後そのような方を増やすための取組について考えていることがあったら教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）このヤングケアラーの問題というのは家庭内で起こっていることなので、なかなか気づきがしにくいところもあるかもしれません。子どもの小さな行動の変化であったりとか、同じ服をずっと着てくるだとか、最近元気がないとか、学校に来なくなるとか、そういうところからやはり気づきが出てくるのかなと思いますので、やはり学校の先生方のお力というのがすごく重要になってくると思います。もちろんご近所の方であったり親戚の方であったりって、そういう周りの目も必要ではあるんですけれども、それについてもヤングケアラーというところの皆さんに理解していただくということが大切かなと思いますので、折を見て啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）大変心強いです。まずは第一歩ということでそこからしっかり、2年前もそうですけれども、橋本市としてヤングケアラーの支援に取り組むということで現在まで進んできていただいていると思います。子育て包括支援センターであったり、家庭教

育支援室、地域の民生委員、母子保健推進委員、それから子ども食堂とか放課後学習クラブとか、学校現場もちろんそうですし、スクールカウンセラー、社会福祉士、専門職の方、医療、これから先、介護福祉士なんかも多分参入されてくると思うので、そういったところの横への連携といいますか、今現在、重層的支援ということでかなりネットワークづくりが進んでいるかと思えます。チーム橋本、ほんまに一丸となってヤングケアラーをはじめ、様々な困難を抱えた市民一人ひとりを誰一人取り残すことなく、全力でサポートできる体制づくりにつなげていただきますように要望いたしまして、私の本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の一般質問は終わりました。

○議長（小林 弘君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、2月24日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時19分 延会）